

日中のいじめ研究といじめ防止対策に関する比較考察

鄒 曉娟*

Comparative Investigation of Bullying and Preventive Measures between Japan and China

Xiaojuan ZOU

はじめに

本論文では、日本と中国の研究者に基づいて、いじめの研究を考察する。さらに、本論文では学校のいじめ問題を減らすために、日本と中国のいじめ防止対策を明らかにする。

本論文では、まず第一章において、中国の研究者である桑標、黄向陽、張文新、王大偉の4人を取り上げ、彼らのいじめ防止理論を考察した。第二章では、日本の研究者である森田洋司、内藤朝雄、中井久夫のいじめ防止理論を考察した。第三章では、日本と中国の両国政府自治体によるいじめ防止対策を考察した。総じて本研究は、日本と中国のいじめに関する主要な研究の考察を取り上げ、いじめの定義・構造・実態などの問題について、さらに防止対策を比較的に考察する。そして、2000年代以降のいじめ防止対策の展開に関する日本と中国の特徴を比較的に考察した。

第一章 中国のいじめに関する主要な先行研究—日本語論文と中国語論文の整理と考察

第1章では、中国のいじめに関する先行研究として、筆者が検索した中国人研究者による主な日本語論文と、中国のいじめ研究の第一人者である張文新と犯罪学の研究者である王大偉の主要な研究を整理し、検討した。

第一に、桑標はいじめの定義について、五つの要件を検討して、すなわち、力の強い生徒、あるいは力は同じでも複数の生徒が集まった集団が、力の弱い、あるいは、ほかの生徒から言いがかりをつけられやすい何らかの問題を持つ他の生徒を対象に、先生や大人の目に触れにくい場所、あるいは、生徒たちだけの集まる場所で、言葉や態度、あるいは行動によって、教師や大人がなかなか止めにくく繰り返し行われる嫌らしい行為

を挙げていることを明らかにした。

桑標はいじめの実態について中国と日本の差異と共通点を三点検討した。中国では加害者より被害者の方が多いのに対し、日本では、被害者より加害者の方が遥かに多くなっており、つまり、中国のいじめは日本よりも多数の被害者群に同時に行われるのに対し、日本の場合は中国よりも遥かに少数の被害者群になされていること、仲裁者は中国の方が日本の六倍以上多くなっていること、傍観者は中国でも日本でも子どもたちの間でもっとも多く占めていること、である。

桑標は結論として、論文を発表した2000年の時点において、中国のいじめ現象は存在しているが、先進国と比べて深刻な問題ではないし、いじめ問題は教育問題あるいは社会問題とは言えないことを明らかにした。

第二に、中国の研究者である張文新は中学生のいじめのアンケート調査（1999）を行い、山東省と河北省の一人近い小・中学校の子どもを対象にいじめの問題について、調査した。黄向陽は張文新のこのいじめ研究に非常に注目した。そして、黄向陽はいじめ問題の解決のために、子どもの心理面のカウンセリングを重視し、子どもたちの思春期の自己保護教育を行うことが必要だと強調した。

第三に、中国の先駆的な研究者である張文新はいじめ研究で世界的に有名な Olweus などの研究を参考にして、現代の中国のいじめの状況を踏まえて、いじめの防止対策について、3つの対策をあげ、学校全体の対策、クラスの対策、子どもに対する対策を提案している。

具体的には、1、いじめのアンケート調査を行う。2、学校例会を行う。3、生徒達のグループがいじめの防止対策を進める。4、学校の環境を改善する、である。

第四に、王大偉は犯罪学、公安学、教育学を中心として、中国では今まで全国的に確定している定義はないということが指摘し、学校のいじめ問題に対して、生徒の自衛行為、学校安全の緊急対策と厳罰の手段の必要性を明らかにした。

第二章 日本のおじめに関する主要な先行研究の考察と展開

第2章では、日本のおじめに関する代表的な先行研究者として、森田洋司、内藤朝雄、中井久夫の3人の研究を取り上げ、各論者の言説の特徴について考察した。そして、その後の議論の展開についても検討した。

第一に、森田は傍観者意識の背後に、私事化社会に伴う社会や集団への関わりのお弱まりや他者への無関心といった社会的な風潮があるとお考える。いじめ問題にはその社会に固有の状況が色濃く反映する部分がある。しかし、日本の場合いじめ問題はわが国固有の問題であるかのような思いこみが見られ、そのためにとすれば、その原因も過度の受験競争や管理主義などがある。

第二に、内藤は狭い閉鎖的な教室でいじめる子どもたちの遊びとして、集団的な感情

が高まり、それが同調圧力として、いじめられる子どもを家畜のように扱い、そこに全能感を感じて嗜虐性が高まっていくことにいじめの本質を捉えている。

第三に、中井のいじめの政治学について、横湯は「大人には決して見えない集団化したいじめの息詰まるグロテスクなプロセス、つまり孤立化、無力化、透明化プロセスをクリアカットなタッチで描いている」と述べ、いじめの残虐な過程を明らかにした。

第三章 近年のいじめ防止対策の日中比較

第3章では、近年のいじめ防止対策について、中国と日本の内容を紹介し、両国の特徴について比較し、検討した。

第一に、中国におけるいじめや校内暴力の問題に対し、個々に対策を考えるのではなく、両者を一緒に扱い、対策を示し、つまり、いじめと校内暴力の問題を同じレベルでとらえて、対策を示している。すなわち、中国では「校園暴力」は「いじめ」を含む意味のほか、学生による学内での犯罪行為、学外の者による学校への犯罪行為、教員による学生への暴力やハラスメント等、「校園欺凌」より幅広い意味を持っている。この点は、校内暴力といじめを別個の問題行動として捉えて調査を行い、対策を別個に立てている日本とは大きな違いを明らかにした。

第二に、2010年代に入って、中国はいじめの問題を考え重視するようになった。国務院、検察院、九機関（教育部、全国の治安の管理を所管する中央社会治安综合治理委員会、日本の最高裁判所に相当する最高人民法院、日本の最高検察庁に相当する最高人民検察院、公安部、民政部、司法部、共産主義青年団中央委員会、中華全国女性連合会）など政府全体で取り組みが始まった。

第三に、中国では2015年11月の時点で全国的な統計データが存在していない。最近ではネットのいじめ問題が大都市だけではなく、地方にも広がり、全国的な問題になっている。さらに、近年の中国のいじめの特徴として、低年齢化、女子間の暴力、集団暴力、ネットによるいじめが発生している。

第四に、いじめや暴力の予防のために道徳教育を非常に重視し、子どもたちに道徳意識や法律を守る意識を高める教育を始めたことである。

第五に、いじめや暴力問題に対して、国はいじめを犯罪とみて、刑法などを適用して、厳罰の姿勢で臨もうとしていることである。そして、地方によっては監視カメラを設置するなどをして、子どもたちのいじめを厳しく監視しようとした。この点については、子どもたちのプライバシーの問題として指摘する意見もある。

第六に、子どもの安全意識を高めて、心身の安全を守るために、いじめ防止対策推進法の成立が必要である。

第七に、日本では、2013年に「いじめ防止対策推進法」を制定した。本論文では、この法律に関して、いじめの定義、防止対策を詳しく説明した。

第八に、いじめ防止対策推進法はいじめの自殺事件を起こらないように法律を定めた。そして、いじめの問題への対応力は国の教育力と国民成熟度の指標といえる。

第九に、大人社会の問題は子どもに影響を与えて、大人たちはハラスメント等の問題を解決すれば、子ども達はいじめ問題も減らす可能性がある。

第十に、同年に「いじめの防止等のための基本的な方針」も制定した。

第十一に、日本と中国におけるいじめの防止対策を比較したことを明らかにした。

おわりに

本研究では日本と中国におけるいじめ研究といじめ防止対策を検討した。全体として、相違点と共通点がある。第一に、日本ではいじめの全国的な定義を定められたが、中国は今まで定められていない。第二に、中国は日本よりいじめの予防対策は不十分だと考える。日本の「いじめ防止対策推進法」は2013年に制定したが、中国は今までいじめの防止に関する法律は制定していない。したがって、できるだけいじめの法律を定めたほうが良いと考える。第三に、中国でも日本でもいじめの重大事態が発生する場合、国の刑法を適用するはずである。第四に、日本は中国よりいじめの研究の歴史が長いことを明らかにした。

したがって、本論文では、日本におけるいじめの定義と防止対策等を参考にして、中国ではいじめの実態を調査し、いじめの定義と対策の制定は必要だと考える。

なお、この研究で明らかにしたことの上にならば、この修論で考察できなかった課題としては以下のような課題がある。

第一に、日本では、1980年代以降、自殺事件及び仕返し殺人事件がメディアで報道された。日本はいじめの定義を何回も改善し、いじめの防止対策についての法律も定めた。しかし、法律があっても、自殺事件はまだ起こっている。これは日本社会今後の問題だと考える。

第二に、中国では、学校におけるいじめは全国的なデータがないので、中国政府はいじめの全国的な状況をつかむことはできない。将来、中国でいじめの定義及びいじめの全国的な調査結果が明らかにされた場合、また日本と詳細に比較したい。

第三に、近年からネットいじめは深刻ないじめ問題になっている。今後、日本と中国におけるネットいじめの原因と防止対策を研究したい。

【参考文献】

(1) 桑標・陸樹芳「中国のいじめ」清永賢二編『世界のイジメ』信山社、2000年。

なお、同論文では、陸樹芳は日本語の翻訳の担当として氏名が掲げられている、p.158。

(2) 黄向陽「中国の学校における『いじめ』対策—思いやりの気持ちを身につける」土屋基規・P. K、スミス・添田久美子・折田健二『いじめととりくんだ国々—日本と世界の学校におけるいじめへの対応と施策—』ミネルヴァ書房、2005年、P.123。

(3) 張文新『小・中学生のいじめの問題と防止対策』山東人民出版社、2006年、p.95。

- (4) 王大偉『学校のいじめ問題と対策』中国国際放送出版社、2017年、p.2。
- (5) ダン・オルウェーズ著、松井 資夫・都築 幸恵・角山 剛翻訳『いじめ—こうすれば防げる』川島書店、1995年、pp.28～29。
- (6) 新井聡「中国のいじめの問題」文部科学省『諸外国の初等中等教育』明石書店、2016年 p.266。
- (7) 横湯園子『教育臨床心理学 愛・いやし・人権・そして回復』東京大学出版会、2002年、pp.72-73。
- (8) 伊藤茂樹編『リーディングス日本の教育と社会第8巻 いじめ・不登校』日本図書センター、2007年、p.19。
- (9) 森田洋司・清永賢二『新訂版いじめ—教室の病い』金子書房、1994年、pp.45-46。
- (10) 森田洋司『いじめとは何か—教室の問題、社会の問題』中公新書、2010年、p.990。
- (11) 苅谷剛彦・濱名陽子・木村涼子・酒井朗著『教育の社会学〈常識〉の問い方、見直し方』有斐閣アルマ、2010年、p.47。
- (12) 中村豊「いじめの四層構造論を問い直す」児童心理第72（第6）18-24、2018年5月
- (13) 知念渉「『いじめ』問題がつくる視点と死角」刈谷他、前掲（6）、p.202。
- (14) 土井隆義『友だち地獄—「空気を読む」世代のサバイバル』さくま新書、2008年、p.23。
- (15) 内藤朝雄『いじめの構造』講談社現代新書、2009年、p.50～p.52。
- (16) 『現代思想』第40巻第16号、2012年12月臨時増刊号、p.42～p.46。
- (17) 内藤朝雄『〈いじめの学〉の時代』柏書房、2007年、p.171。
- (18) 豊田充『葬式ごっこ 八年後の証言』風雅書房、1994年、p.198～p.199。
- (19) 長谷川裕「いじめの理論 社会学的視点からの原理的考察」教育科学研究会編『いじめと向きあう』旬報社、2013年、p.125。
- (20) 横湯園子『教育臨床心理学 愛・いやし・人権・そして回復』東京大学出版会、2002年、p.60。
- (21) 中井久夫集6『いじめの政治学』みすず書房、2018年、p.240。
- (22) 中井『清陰星雨』みすず書房、2002年、p.139。
- (23) 横湯園子『教育臨床心理学 愛・いやし・人権・そして回復』東京大学出版会、2002年、p.61。
- (24) 新井聡「中国—いじめの問題」文部科学省『諸外国の初等中等教育』明石書店、2016年、p.266。
- (25) 教育部「中国国务院監督委員会弁公室の通知」2016年4月。
- (26) 高鑫「最高検通報未成年検察工作30年工作情况和典型案例」『正義網』、2016年5月27日。
- (27) 「Record China」2016年5月30日。
- (28) 教育部ウェブサイト「教育部等九部門関与防治中小学生欺凌和暴力的指导意见」(<http://www.moe.edu.cn/>)
- (29) 文部科学省『諸外国の教育動向2016年版』明石書店、2017年、p.186-187。
- (30) 「中国の学校 広がる IT監視」『朝日新聞』2019年1月4日。
- (31) 「校内録画し常時監視」『毎日新聞』2018年3月4日。
- (32) 財新網「中国教育発展報告（2017）」2017年4月18日。